

老齢基礎年金の

「繰上げ」「繰下げ」 受給について



老齢基礎年金の支給開始は原則として65歳ですが、本人が申出することにより支給開始を変更することができます。

◆繰上げ受給

申し出により、60歳から繰り上げて年金を受けることができますが、年金額は65歳から受け始める年金額に比べ減額されます。減額率は、繰上げを請求した月から65歳になる月の前月までの月数に応じて異なり、1ヶ月減るごとに0.5%ずつ低くなります。

〈留意事項〉

- 繰上げ請求をした後に年金決定の取消しはできません。
- 65歳以降も一度減額された金額は戻りません。
- 障害基礎年金の請求ができなくなります。

◆繰下げ受給

66歳から70歳までの希望するときから年金を受けることができます。この場合、受ける年金額が65歳から受け始める年金額に比べ増額されます。増額率は、繰下げの請求を行った月の前月までの月数に応じて異なり、1ヶ月増すごとに0.7%ずつ高くなります。

なお、繰り下げ待機期間中（66～70歳到達月）は繰り下げ請求を行うか、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求するかをいつでも選択することができます。

お問い合わせ先 町民課町民生活グループ（戸籍年金担当） ☎25-3577
北見年金事務所 ☎0157-33-6007

ご存知ですか？国民年金基金

国民年金基金は、第1号被保険者の方が老後に受け取る老齢基礎年金の不足分を補うために上乗せ基金として創設された国民年金法に基づく公的な制度です。掛け金は年齢や受取基本金額によって定められています。

国民年金基金への加入条件

- 20歳から60歳未満の方
- 道内に住民票のある方
- 60歳以上65歳未満の方で、国民年金に任意加入されている方
- 国民年金保険料を納めている方（農業者年金加入者は除く）

国民年金基金のメリット

- 掛け金は全額社会保険料控除となり、税金が軽減されます。
- 加入した時の掛け金や受け取る年金は変わりませんので、自分に合わせた年金設計ができます。
- 保証付に加入した方が保証期間内に亡くなられた場合、遺族の方に一時金が支給されます。

すべての条件を
満たした方が加入
できます。



お問い合わせ先 北海道国民年金基金フリーダイヤル
☎0120-65-4192